

令和5年度地球温暖化対策計画事業者説明会

目標設定型排出量取引制度の概要

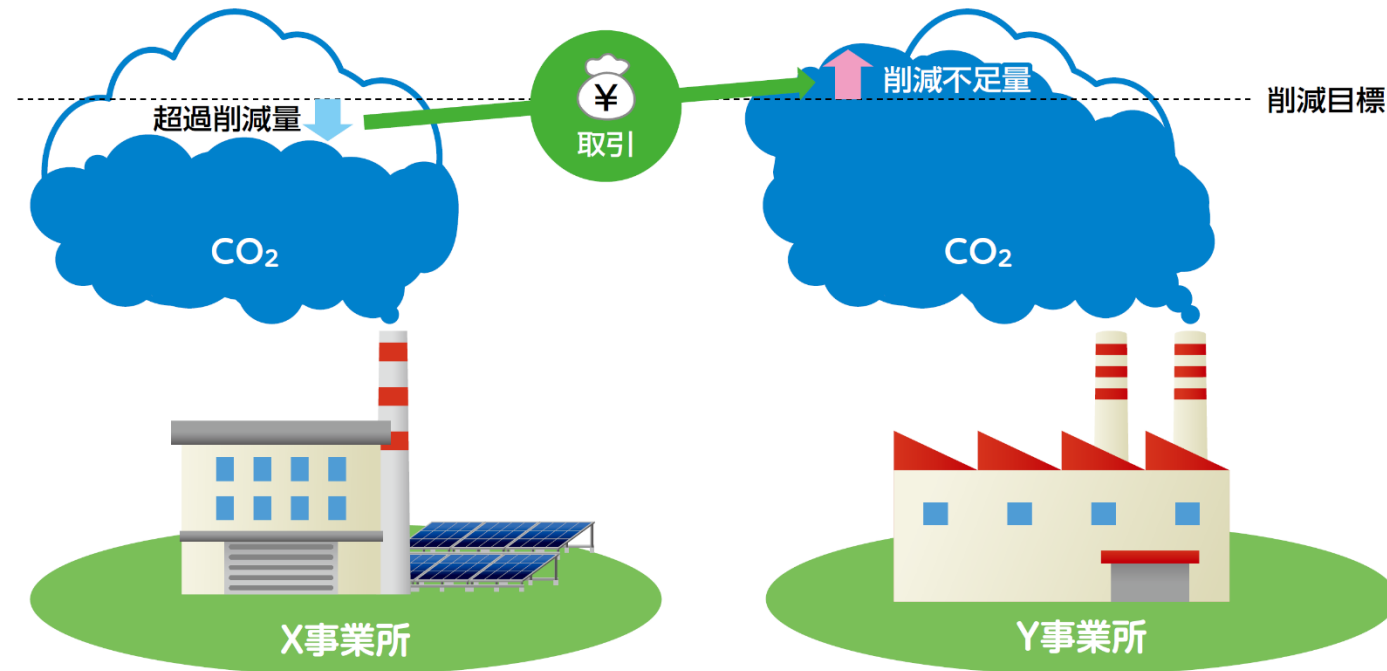
環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

目標設定型排出量取引制度

温室効果ガスを継続して多量に排出する大規模事業所は、事業所ごとに定められた削減目標を達成するよう、排出の総量削減に努めていただきます。排出量取引により、他事業所の削減量を取得し、目標達成に充てることができます。



事業所ごとの総量削減

- ① 大規模事業所が
- ② 目標設定ガスについて
- ③ 事業所ごとに設定された基準排出量をもとに
- ④ 総量削減の目標を設定し
- ⑤ 目標達成に努める

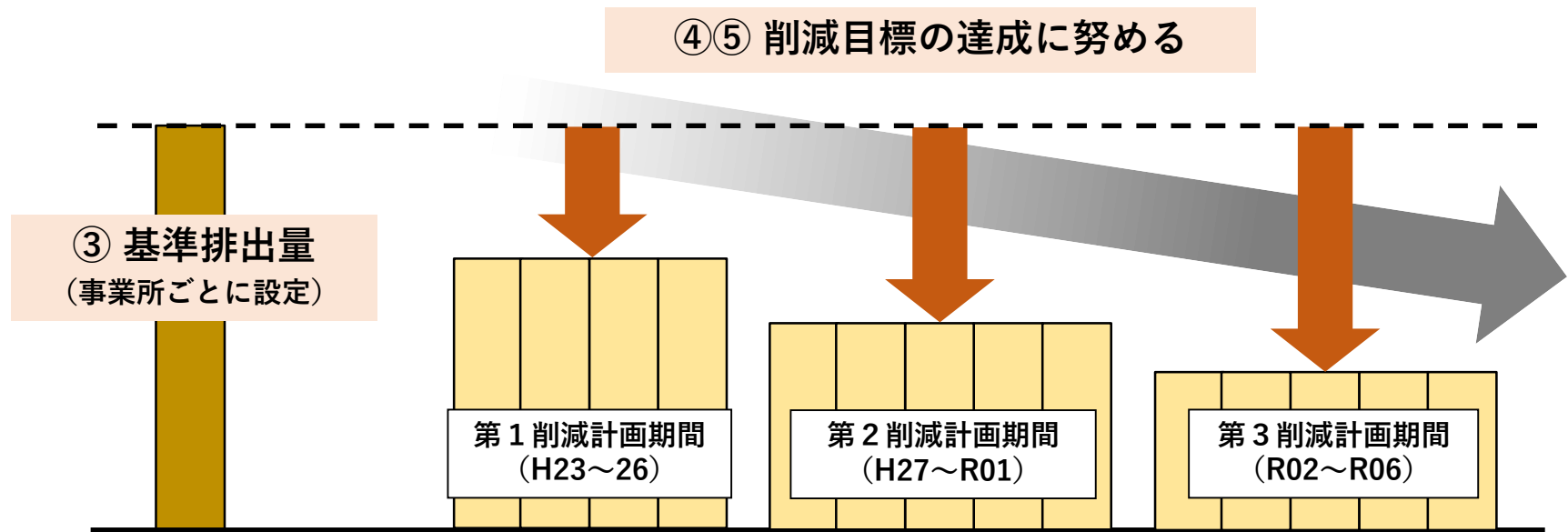
① 対象事業所



県内約600事業所

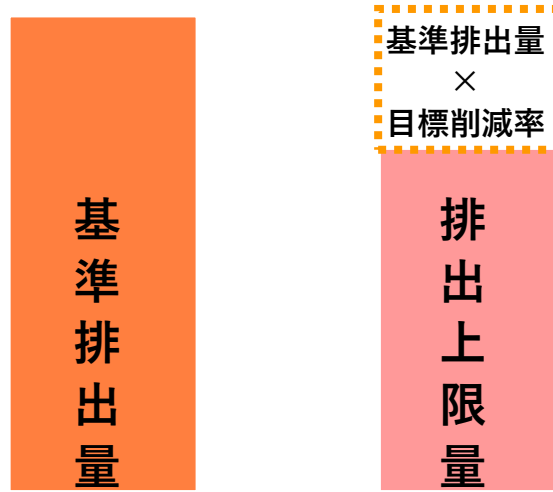
② 目標設定ガス

燃料・電気・熱の使用により発生するCO₂
(エネルギー起源CO₂)



事業所ごとの削減目標

削減目標量は、事業所ごとに設定された基準排出量に、目標削減率を乗じて算出します。



$$\text{(削減目標量)} = \text{(基準排出量)} \times \text{(目標削減率)}$$

事業所ごとに設定 × 区分ごとに一律

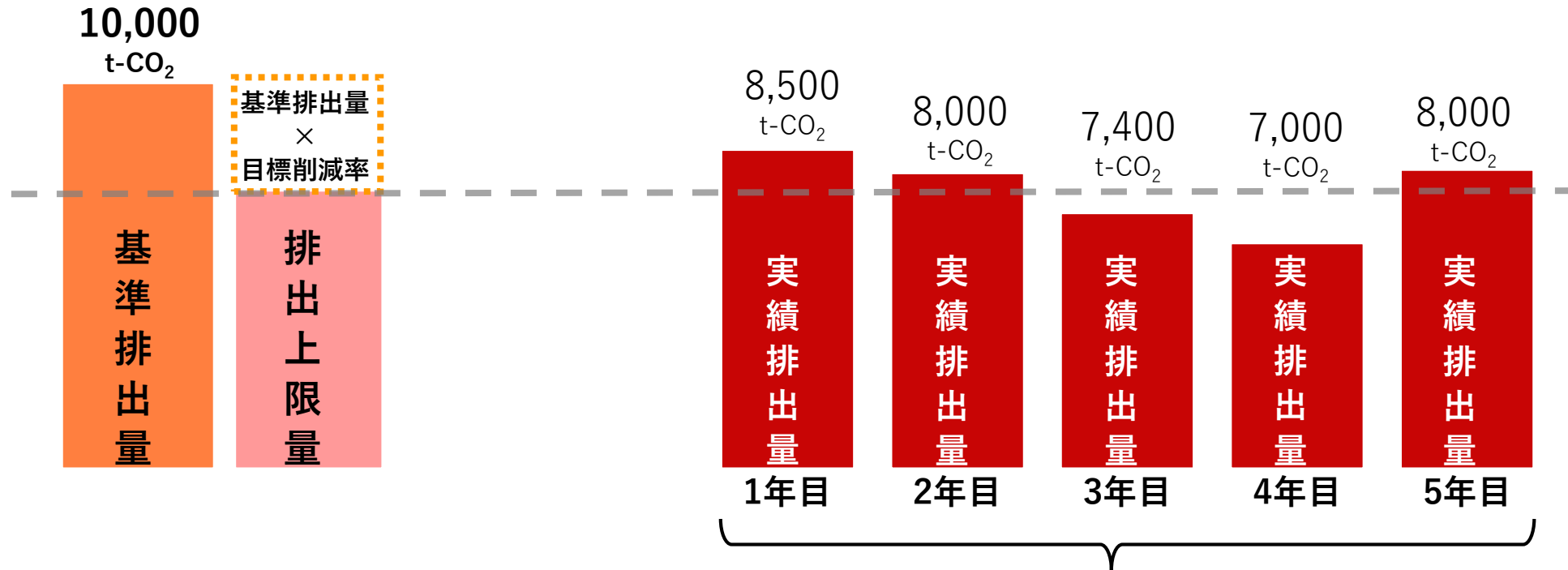
※ 基準排出量の算定方法と目標削減率の設定は、後のスライドで説明します。

削減計画期間

対象事業所は、削減計画期間（5か年度）ごとに、目標達成状況を評価します。

2011～2014 平成23～26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	年度
第1削減計画期間	目標達成確認										
	第2削減計画期間					目標達成確認					
						第3削減計画期間					目標達成確認

目標達成状況の評価



排出削減目標量 (5年間)

11,000 t-CO₂

$$\begin{matrix} \boxed{\text{基準排出量}} & \times & \boxed{\text{目標削減率}} & \times & \boxed{\text{5年間}} \\ 10,000 \text{ t-CO}_2 & & 22\% & & \end{matrix}$$



排出削減量 (5年間)

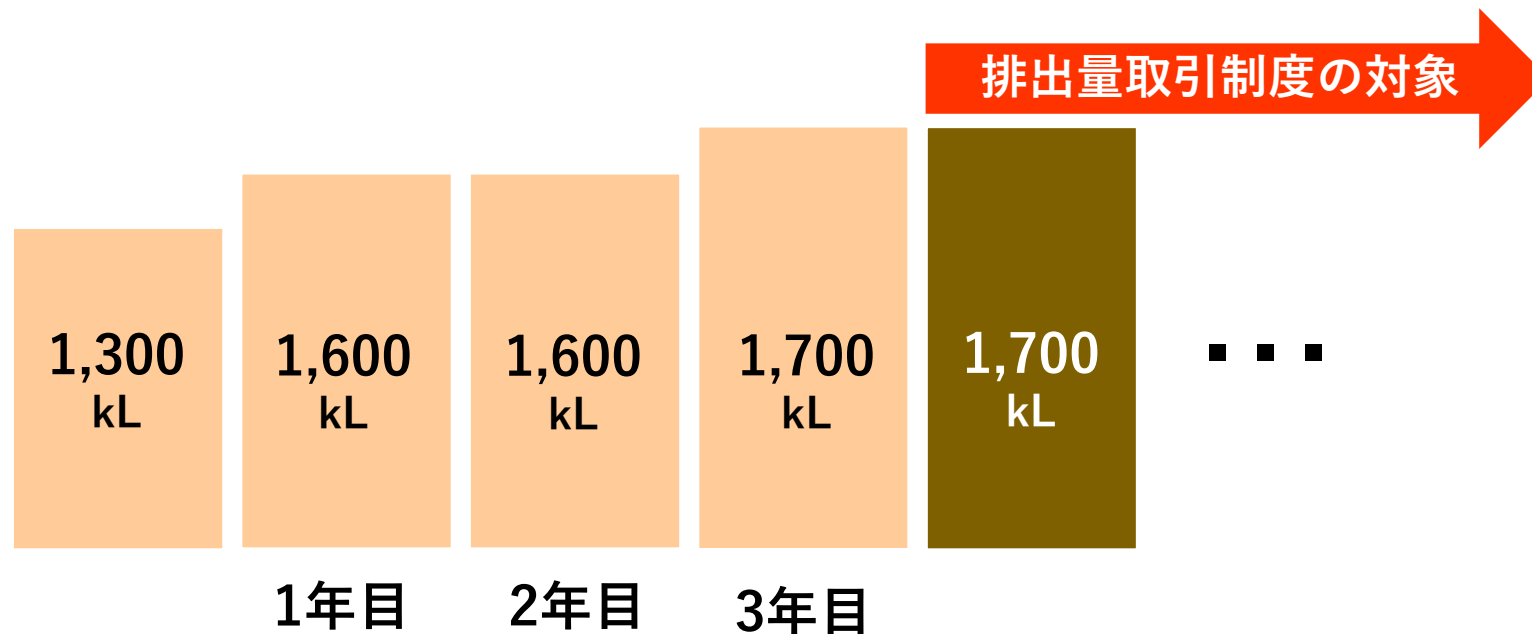
11,100 t-CO₂

$$\begin{matrix} \boxed{\text{基準排出量}} & - & \boxed{\text{実績排出量}} \\ 10,000 \text{ t-CO}_2 & & 8,500 + 8,000 + 7,400 \\ \times \text{5年間} & & + 7,000 + 8,000 \end{matrix}$$

対象となる事業所（大規模事業所）

原油換算エネルギー使用量が

3か年度連続して、1,500 kL以上の事業所 **（事業所単位）**



ただし、年度の途中から事業所の使用が開始された場合は、当該開始年度のエネルギー使用量が1,500kL以上であっても、当該年度は「1年目」にはカウントしません。

事業所範囲の考え方

ひとつの建物・施設は、同一の事業所とする

区分所有や、テナントに賃貸している場合も、建物等全体を一事業所とする。

受電点などのエネルギー供給点を共有する複数の建物・施設は、同一の事業所とする

これを「エネルギー管理の連動性がある」という。

上記の建物・施設に隣接又は近接している事業所は、同一の事業所とする

建物・施設に共通する所有者が存在する場合。

ただし、建物については主たる使用者が同一の場合に限る。

基準排出量の決定

事業所の種別

基準排出量の算定方法

既存事業所

2006(平成18)年度から
2010(平成22)年度まで5か年度連続で
原油換算で1,500kL以上のエネルギーを
使用した大規模事業所

過去の排出量の平均

2002(平成14)年度から2007(平成19)年度までの
任意の連続する3か年度の排出量の平均

新規事業所

既存事業所以外の大規模事業所

以下のいずれかの方法

過去の排出量の平均

削減計画期間の開始年度の4年度前から
前年度までのうち連続する3か年度の排出量の平均

排出標準原単位を用いた算出値

例：商業施設

$$\begin{array}{rcccl} 50,000 \text{ [m}^2\text{]} & \times & 0.160 \text{ [t-CO}_2\text{/(m}^2\cdot\text{年)]} & = & 8,000 \text{ [t-CO}_2\text{/年]} \\ \text{事業所面積} & & \text{商業施設の排出標準原単位} & & \text{基準排出量} \end{array}$$

埼玉県との協議により決定する

基準排出量の変更

事業所の状況の変更があったときは、埼玉県との協議のうえ、基準排出量の変更を行います。
一定規模（排出量に換算して従前の基準排出量の6%相当）以上の状況の変更に対し、基準排出量の変更を行います。

床面積の増減

例：事業所内に工場建屋を増築した

用途が、定める用途区分のうち異なる用途になる変更

例：工場用途を事務所用途に変更した

事業活動の量、種類、性質を変更するための設備の増減

例：既存工場において生産ラインを増設した

熱供給先事業所の床面積の増減

（熱供給事業所に限る）

建物・設備の増減を伴わない
生産活動等の変化（営業時間や工場稼働時間の変更）や、
気候などの外的要因の影響（気温の変化による排出量の増減）等は、
基準排出量変更の対象となりません。

要件に該当する場合は、変更を生じた翌年度計画書提出時までには、県と協議を行ってください。
基準排出量が減少する変更についても行う必要があります。

目標削減率

$$\text{(削減目標量)} = \text{(基準排出量)} \times \text{(目標削減率)}$$

区分	第1削減計画期間 2011 (平成23) 年度 ～2014 (平成26) 年度	第2削減計画期間 2015 (平成27) 年度 ～2019 (令和元) 年度	第3削減計画期間 2020 (令和2) 年度 ～2024 (令和6) 年度
第1区分① オフィスビル 商業施設 教育施設 など	8%	15%	22%
第1区分② 上記のうち、事業所外から 供給された熱が使用エネ ルギーの2割以上である事業所	6%	13%	20%
第2区分 工場 廃棄物施設 上下水道施設 など			

目標削減率の経過措置

2012（平成24）年度以降に制度対象となった事業所には、目標削減率の経過措置が適用されます。

制度開始年度	目標削減率（経過措置）													
	第1削減計画期間				第2削減計画期間					第3削減計画期間				
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
2011														
2012														
2013			6% または 8%											
2014				6% または 8%										
2015					13% または 15%									
2016						13% または 15%								
2017							13% または 15%							
2018								13% または 15%						
2019									20% または 22%					
2020										20% または 22%				
2021											20% または 22%			
2022												20% または 22%		
2023													20% または 22%	
2024														20% または 22%

目標削減率の緩和措置

第3削減計画期間においては、以下の事業所は、認定を受けることにより目標削減率の緩和措置が適用されます。

対象事業所	目標削減率の緩和	申請
中小企業が設置する事業所 中小企業基本法上の中小企業者等が対象。 ただし、当該事業者の子会社が大企業である場合や 当該事業者の親会社が大企業である場合等は 緩和の対象となりません。	4分の3に緩和 22% → 16.5% 20% → 15%	認定を受けたい年度に申請 ・初回年度は9月末まで ・2年度目以降は7月末まで（計画書と同時に提出） ※ 申請は毎年度必要です （申請がない場合は認定が取り消されます。）
医療施設 主たる施設が医療用途である施設	2%緩和 22% → 20%	認定を受けたい年度の翌年度に申請 ・初回年度は9月末まで ・2年度目以降は7月末まで（計画書と同時に提出） ※ 申請は毎年度必要です （申請がない場合は認定が取り消されます。）

緩和の対象は、本則の目標削減率（22%, 20%）が適用されている事業所・年度のみです。

（目標削減率の経過措置が適用されている事業所・年度は、申請対象外です。）

優良大規模事業所認定

地球温暖化対策の推進の程度が優れている事業所は
申請により「優良大規模事業所」として認定され、併せて目標削減率の緩和措置を受けることができます。

対象事業所

目標削減率の緩和

認定水準

準トップレベル事業所

4分の3に緩和

- ・認定基準により評価された総合得点が70点以上であること
- ・必須項目について不合格が2または4項目以内であること

トップレベル事業所

2分の1に緩和

- ・認定基準により評価された総合得点が80点以上であること
- ・必須項目について不合格が0項目であること

2023年3月31日現在 認定事業所

トップレベル事業所

- ・グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 北本工場
- ・東京都水道局朝霞浄水場
- ・東京電力ホールディングス株式会社 埼玉センター
- ・レンゴー株式会社 八潮工場

達成見込みの予測

第3削減計画期間の目標達成の見込みを確認し、
計画的な削減対策の実施及び排出量取引の準備を行ってください。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	削減計画期間 合計
基準排出量 (トン)	①	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	②	22%	22%	22%	22%	22%	—
削減目標量 (トン)	③ (=①×②)	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000
実績排出量 (トン)	④	8,500	8,000	7,900			
実績削減量 (トン)	⑤ (=①-④)	1,500	2,000	2,100			
目標を上回って削減された量 (削減不足量) (トン)	⑥ (=⑤-③)	▲700	▲200	▲100			

目標を達成するためには、2023～2024年度の排出を14,600トン（平均7,300トン／年）に抑える必要がある。
2024年度に予定していた空調の更新（削減効果800トン）の、前倒しを検討しよう。



達成見込みの予測

昨年度の審査終了時に送付した
「審査結果のお知らせ」も参考にしてください。

1. 大規模事業所の概要

事業所番号	000000	事業所種別	C
事業所名称	〇〇株式会社		
事業所所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1		
事業者名	〇〇株式会社 〇〇事業所		
目標削減率区分	第1区分	新規・既存区分	既設
産業分類	98 地方公務	削減計画期間	令和2年度～令和6年度

2. 第3削減計画期間の実績 (※欄数処理の関係上、合計と内訳の計が一致しない場合があります。) (排出量の単位はt-CO2)

		令和3年度までの合計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標設定ガス	基準排出量 ①	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	目標削減率 ②		22.00%	22.00%	22.00%	22.00%
	削減目標量 ③ = ① × ②	4,400	2,200	2,200	2,200	2,200
	排出量 ④	16,500	8,500	8,000		
	削減量 ⑤ = ① - ④	3,500	1,500	2,000		
	削減率 ⑥ = ⑤ / ①		15.0%	20.0%		
	検証		検証済	検証済		
その他ガス排出量	0	0	0			

基準年度の検証	検証済
---------	-----

3. 第3削減計画期間の達成見込み(推計) (※欄数処理の関係上、合計と内訳の計が一致しない場合があります。) (排出量の単位はt-CO2)

下記数値は、令和3年度までの平均排出量が令和6年度まで継続するとして推計したものです。
今後の排出状況や取組状況により値は大きく変化する場合があります。

基準排出量 ⑦	50,000	上記①基準排出量の削減計画期間全体の合計
削減目標量 ⑧	11,000	上記③削減目標量の削減計画期間全体の合計
排出量 ⑨	41,250	これまでの排出実績を基にした推計値です
排出削減量 ⑩ = ⑦ - ⑨	8,750	

⑧ ≤ ⑩の場合 削減目標量を上回る削減が行われる見込みです。

目標を上回って削減された量 ⑪ = ⑩ - ⑧	-	
超過削減量 ⑫ <small>(取引できる量)</small>	-	各年度において、削減量が基準排出量の2分の1を上回った場合には、基準排出量の2分の1から削減目標量を減じた値が超過削減量となります。

⑧ > ⑩の場合 第3削減計画期間では削減が不足する見込みです。

削減不足量 ⑬ = ⑧ - ⑩	2,250	保有するクレジットを目標達成に充てることができます。それでも不足する場合は排出量取引によりクレジットを取得してください。
-----------------	-------	--

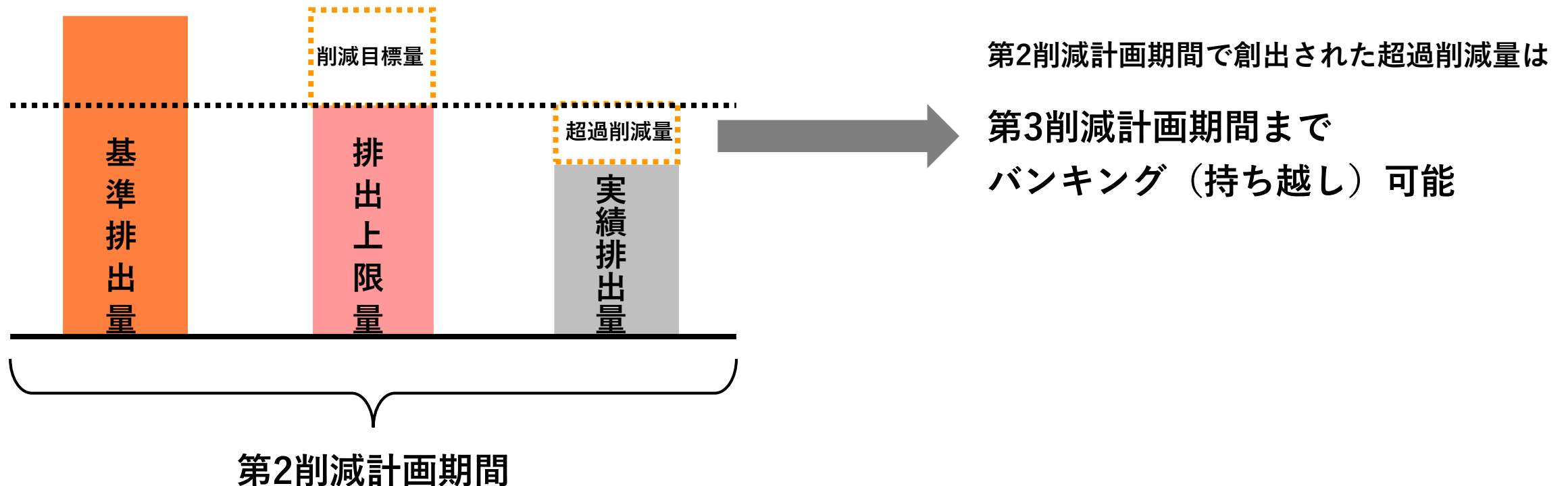
目標を上回って削減された量（超過削減量）

目標を上回って削減した量は、「超過削減量」として、
他者へ移転し、他者（他事業所）の目標達成に利用することができます。



超過削減量のバンキング

「超過削減量」は、次の削減計画期間まで持ち越して、目標達成に利用できます。（バンキング）
第2削減計画期間で、自らの削減により目標を達成した事業所は、
第3削減計画期間の達成見込みの把握のために、保有している超過削減量の量を確認してください。



オフセットクレジット

超過削減量のほかに、オフセットクレジット等を創出・取得し
自らの事業所の削減に代えて、目標達成することができます。
また一部のオフセットクレジット等は、制度対象以外の事業者も創出することができます。
排出量取引制度は、多様な主体が取引に参加できる仕組みになっています。

種類	概要
超過削減量	大規模事業所において、削減目標量を上回って削減された量
その他ガス削減量	大規模事業所において、エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガスについて削減された量の一部を、その事業所の削減として認めたもの
県内中小クレジット	県内の大規模事業所以外において、エネルギー起源CO ₂ について削減された量
県外クレジット	大規模事業所に相当する規模の埼玉県外の事業所において、エネルギー起源CO ₂ について削減目標量を上回って削減された量
再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値を、この制度で利用できるクレジットにしたもの
森林吸収クレジット	埼玉県森林CO ₂ 吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）の認証吸収量を、この制度で利用できるクレジットにしたもの
東京連携クレジット	東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出されたクレジットを、この制度で利用できるクレジットにしたもの

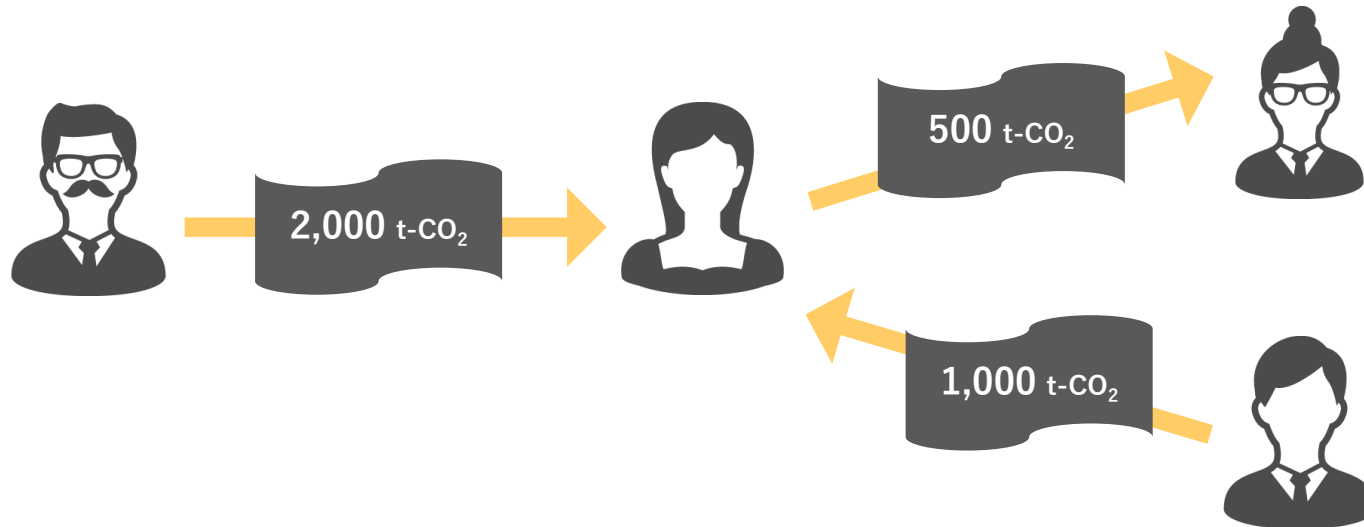
クレジット等の種類により、移転や充当量に制限のあるもの、事前申請や第三者検証が必要なものがあります。詳細はお問合せください。

排出量取引

排出量取引は、当事者間で
“クレジット等”を取得・移転等することにより行われます。

クレジット等

事業所においてCO₂を削減した量や再生可能エネルギーを創出した量などを
環境価値としてCO₂の量に換算し
排出量取引制度において取引に利用できる形態としたもの。

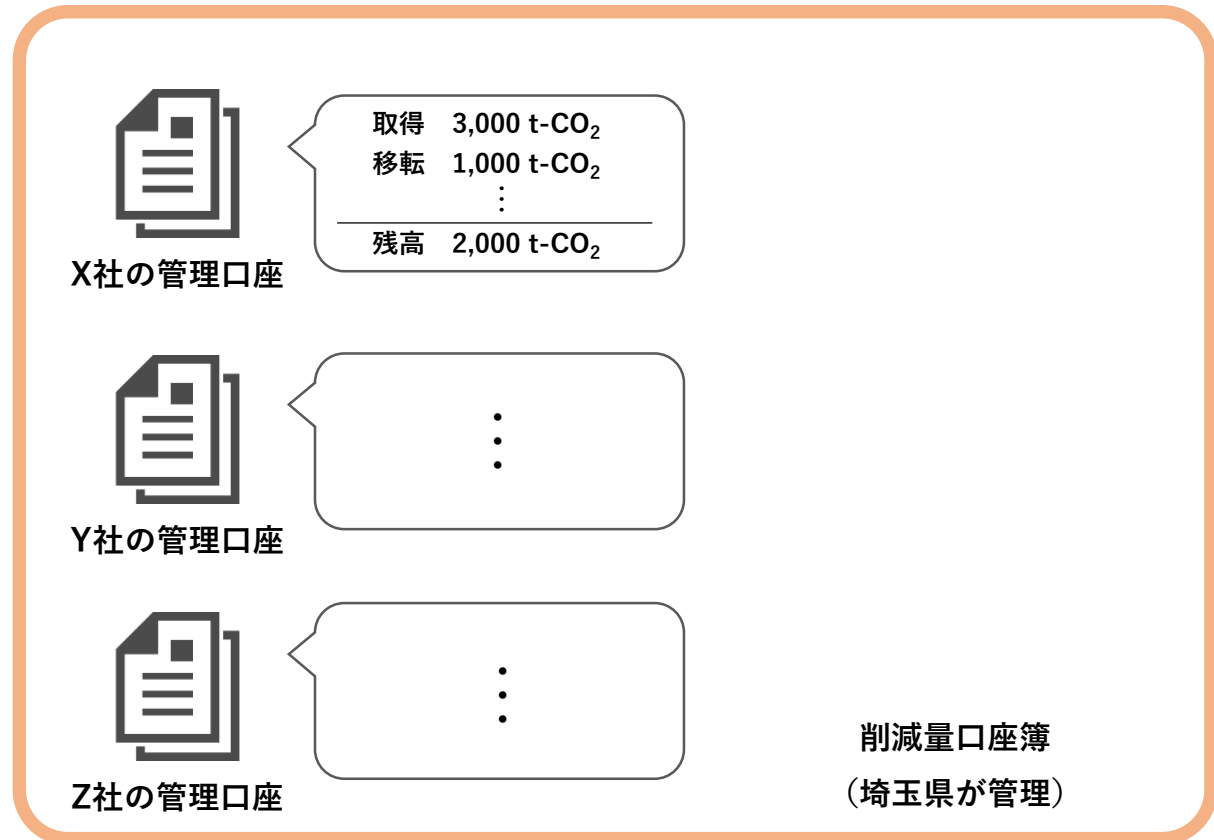


削減量口座簿

クレジット等の取得や移転は、“管理口座”に記録されます。

管理口座は“削減量口座簿”において埼玉県が管理しています。

取得や移転を行う場合は、口座名義人が埼玉県に申請を行い、埼玉県がその内容を記録します。



管理口座

指定管理口座

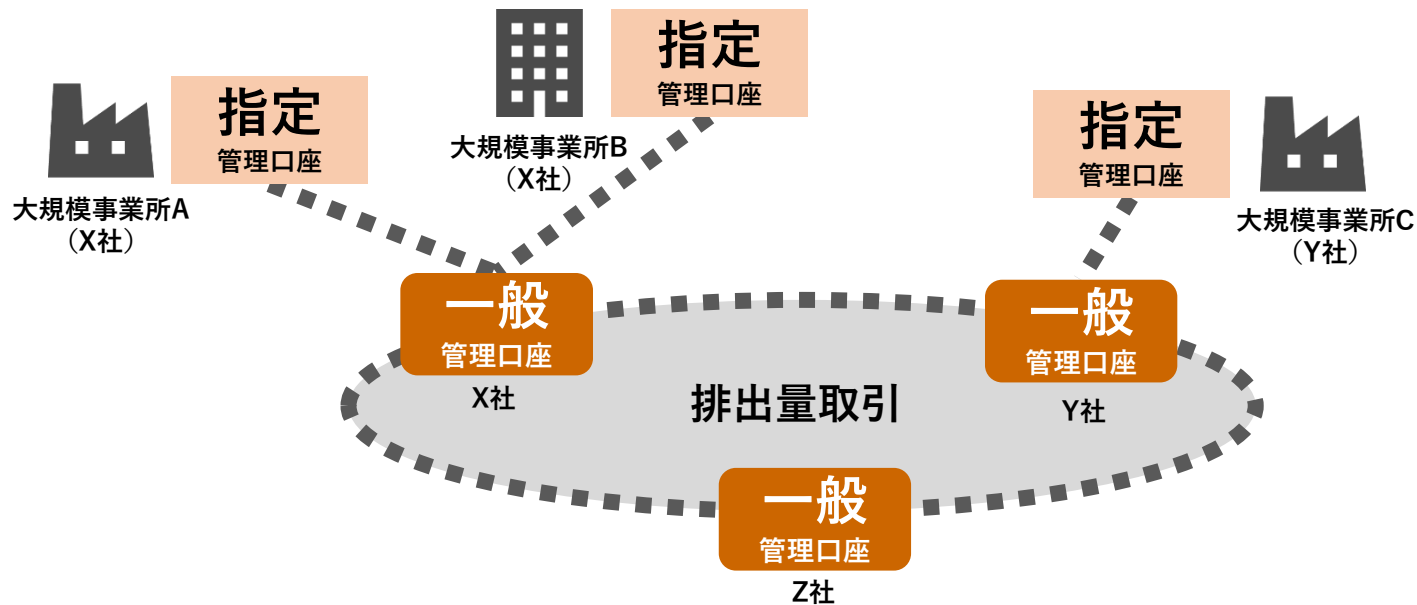
大規模事業所の削減状況を記録する口座

- 大規模事業所1事業所につき1口座が自動的に開設されています。
- 口座名義人は大規模事業所の設置者（大規模事業者）です。

一般管理口座

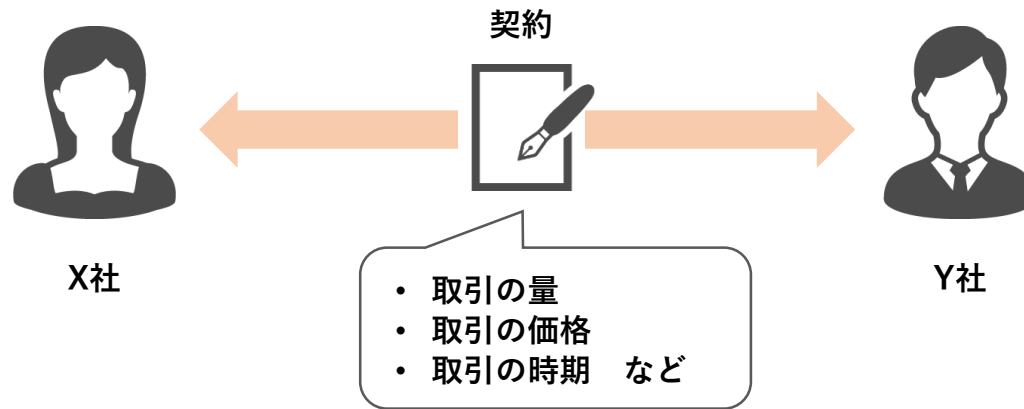
クレジットの所有状況を記録し、取引を行うために利用する口座

- 口座開設申請により開設されます。
- 大規模事業者以外（仲介事業者など）も開設することができます。



排出量取引の契約手続きと申請手続き

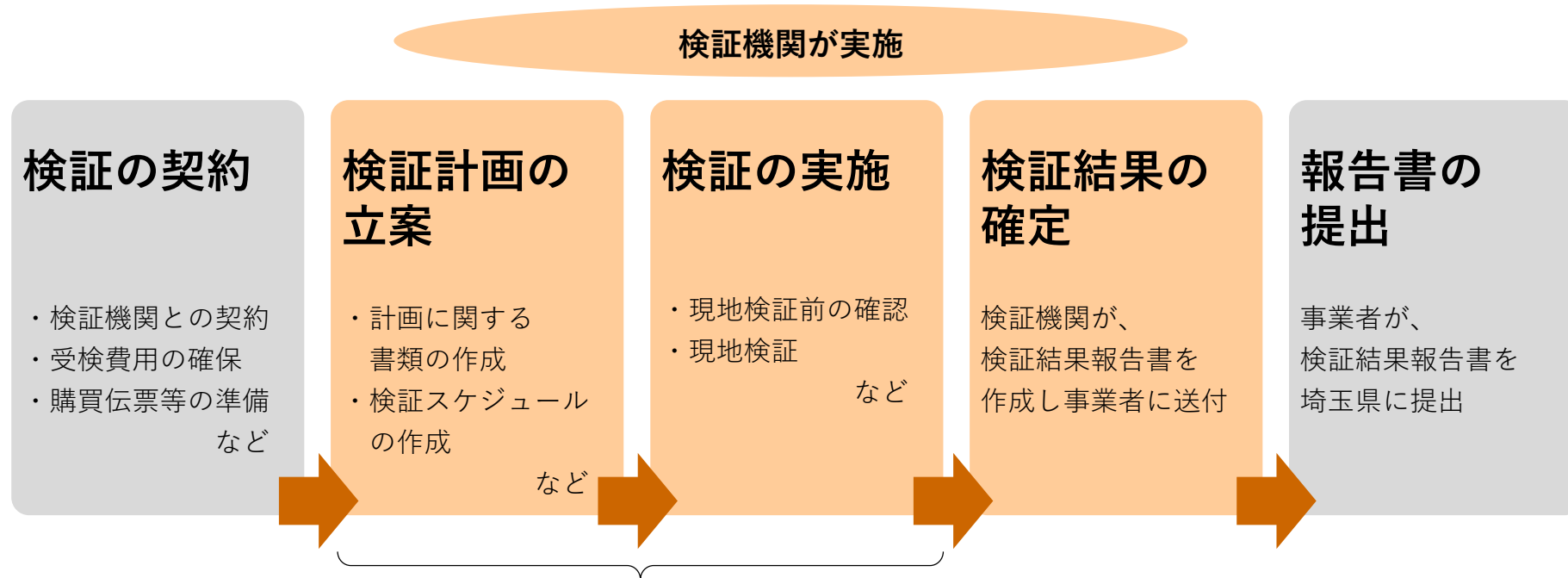
排出量取引の契約は、当事者が行います。（埼玉県は関与しません。）
当事者間の合意により、取引価格を含め、契約内容を定めてください。
（なお、取引価格についても埼玉県は関与しません。）



契約が締結されたら、契約内容にしたがって、
排出量取引に係る振替等の申請を埼玉県に行ってください。

第三者検証の受検

算定した排出量の正確性や信頼性を確保するため、
埼玉県登録を受けた検証機関による検証を受けていただきます。



事業者は検証機関の依頼に応じて購買伝票等の根拠資料の提示を行う

第3削減計画期間の第三者検証

目標達成の評価の際には、第三者検証を受けるものとしています。

第3削減計画期間の検証

- ・ 2020（令和2）年度から 2024（令和6）年度までの年度排出量検証
- ・ 第3削減計画期間から制度対象となった事業所については、基準年度検証 について、

2025（令和7）年度末（2026（令和8）年3月）までに受検をお願いします。

※ 大規模事業所の廃止により削減期間が短縮された事業所については、廃止後180日以内の受検・目標達成をお願いします。

県では、早めの受検、定期的な受検（毎年度の受検）をお奨めしています。

検証の受検時期が遅れると、以下のような問題が生じるおそれがあります。

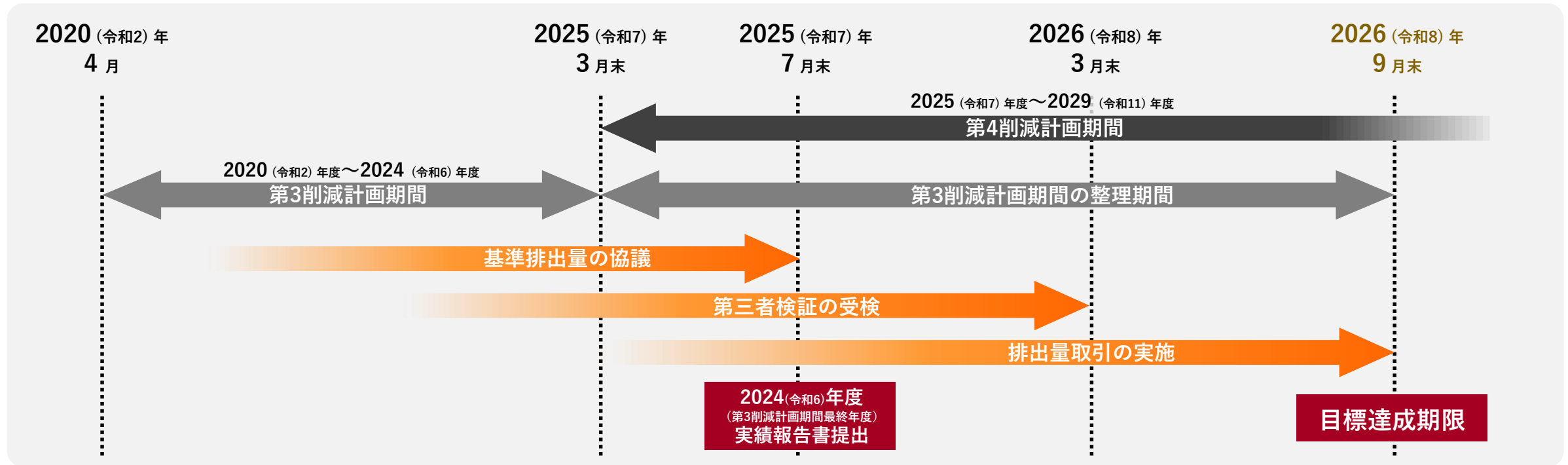
- ・ 多数の事業所の受検時期集中による、検証完了時期の遅れ
- ・ 算定対象活動や燃料等監視点の把握漏れによる、排出量の修正や達成状況見込みの見誤り
- ・ 事業所範囲の考え方の誤りによる、達成状況見込みの見誤り
- ・ 購買伝票等の根拠書類の逸失による受検作業の煩雑化 など

第3削減計画期間の目標達成期限

第3削減計画期間の目標達成期限は、

2026 (令和8) 年 9 月末 です。

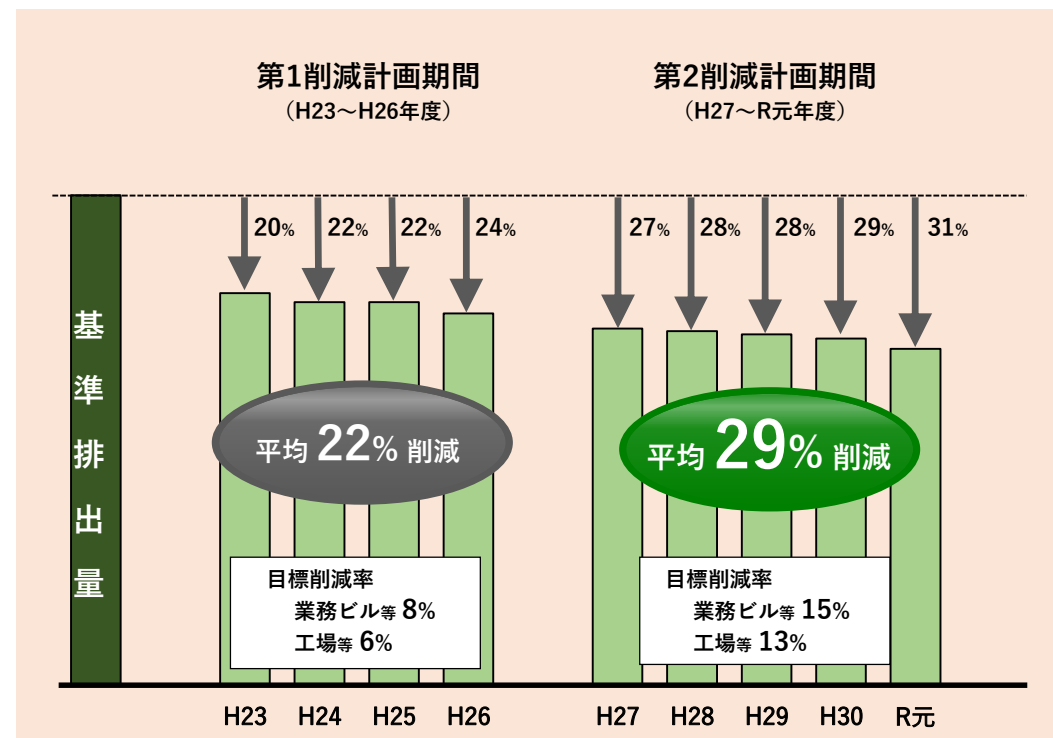
※ 大規模事業所の廃止により削減期間が短縮された事業所については、廃止後180日以内の目標達成をお願いします。



これまでの成果（第2削減計画期間の削減の状況）

- ・ 基準となる排出量に対し29%削減を達成。
- ・ 大規模事業所の排出削減が着実に進んでいる。

	第1区分 (業務ビルなど)	第2区分 (工場等)	合計
事業所数	185 事業所	445 事業所	630 事業所
基準排出量	823 万トン-CO ₂	4,419 万トン-CO ₂	5,241 万トン-CO ₂
目標削減率	15%	13%	—
削減目標量	119 万トン-CO ₂	559 万トン-CO ₂	677 万トン-CO ₂
削減量 (実績)	230 万トン-CO ₂	1,281 万トン-CO ₂	1,511 万トン-CO ₂
削減率 (実績)	28%	29%	29%



これまでの成果（第2削減計画期間の達成の状況）

- ・ 618事業所（全体の98%）が目標を達成。
- ・ うち、91事業所は排出量取引により達成。

目標達成の状況

達成（第2削減計画期間の自らの削減により）	507 事業所
達成（前期間からの削減量の持越しを併せて）	20 事業所
達成（他事業所との取引により）	91 事業所
非達成	12 事業所
合計	630 事業所

排出量取引の相手

同じ事業者の他の事業所からの取得のみ	28 事業所
他の大規模事業者からの直接取得	23 事業所
仲介事業者等からの取得	37 事業所
再エネクレジット等の取得	3 事業所

お問合せ先

埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3044, 3043, 3049

Mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

「エル・ジー」

埼玉県目標設定型排出量取引制度のWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikiseido.html>

埼玉県 排出量取引制度

検索

埼玉カーボンニュートラルポータルサイトのWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/saicn.html>